

日本肥満学会認定生活習慣病改善指導士認定制度細則

第1条

日本肥満学会認定生活習慣病改善指導士認定制度規則の施行のため細則を定める。

第2条

認定委員会の事務は、本学会事務局において行う。

第3条 認定単位

受験資格を得るために、あらかじめ規則に定めた教育講演やセミナー等に参加し、講習を履修することが必要であるが、各講習の履修単位は以下の通りとし、合計20単位以上の取得を必要とする。

- (1) 日本肥満学会学術集会の教育講演 10単位
- (2) 日本肥満学会サマーセミナー 5単位
- (3) 日本肥満学会スキルアップセミナー 10単位
- (4) その他日本肥満学会の指定する講演会等 1～5単位（単位数は認定委員会で決定する）

第4条 指導例記録

肥満症・メタボリックシンドロームに関する指導例記録として以下のものを用意する。

- (1) 自分が生活指導を担当した例 5例 原則として指導例のIDと施設名を添付する。
- (2) 5例の病歴および病態の考察、行った生活指導の詳細と効果について詳細に記述したものを提出する。

第5条 審査

審査は、筆記試験と指導例記録の評価とによって行う。

第6条 認定試験日

試験は、原則として年次学術集会開催後の直近の日曜日に行う。

第7条 申請締切

申請締切日は毎年7月中旬とし、実際の日には毎年申請案内開始時に公表する。

第8条 更新条件

指導士の認定更新をしようとする者は、以下の条件を満たすことを確認の上、必要書類を最終年度（5年目）の7月31日までに認定制度委員会に提出するものとする。

更新申請条件

- (1) 更新認定料を納入済みであること
- (2) 学術活動に関する単位合計 50 単位以上 (うち 25 単位以上は本会事業への参加によるもの) を取得すること
- (3) 認定後、最終年度の 6 月 30 日までの在籍する施設での指導例記録 10 症例

第 9 条 更新申請

学術活動として以下のものを規定する。

(1) 学術集会への参加

日本肥満学会学術集会教育講演：10 単位

肥満症サマーセミナー：5 単位

スキルアップセミナー：10 単位

その他日本肥満学会の指定する講演会等 1～5 単位

(単位数は認定委員会で決定する)

参加したことを証明できるもの (通し番号のついた参加証のコピーなど) を提出すること。

(2) 論文発表

学会誌 肥満研究 筆頭者の場合 10 単位、共著者の場合 2 単位

上記以外の肥満症に関する論文については、対象論文と肥満症との関係を 200 字程度で記したものを添付すること。単位として認定するか否かは認定制度委員会で審議する。

単位取得証明書に別刷りを添付すること

(3) 指導例記録

申請者自身が生活指導を行った肥満症・メタボリックシンドローム 10 例。

原則として、指導例 ID と施設名を添えて提出する。

第 10 条 更新保留

- (1) 更新申請の時点で、学術活動に関する単位数が 50 単位に満たない場合は、不足単位数に関する取得見込み予定表を付して、更新申請書を提出することができるが、最終年度 (5 年目) の最終日 (3 月 31 日) までにその単位を取得したことを証明する資料を提出しなければならない。

- (2) 指導士の認定を受けてから更新までの 5 年間で取得した単位が所定の単位数に満たない場合は、指導士更新の保留を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。保留期間は 1 年間とし、保留期間中は生活習慣病改善指導士の

呼称を使用することはできない。

- (3) 保留期間終了後は、指導士更新の申請をすることはできない。但し、出産、育児、長期の病気療養等、止むを得ない事情の場合は、それを証明する書類を添付して保留期間の延長を申請することができる。

第 11 条

認定に関する疑義については認定委員会の議を経て決定するものとする。

第 12 条 公表

審査の結果は、肥満研究および学会ホームページにて公表する。

第 13 条 申請書類

申請書類は正本 1 通（事務局保管用）と副本 1 通（委員会用）の合計 2 通とする。

第 14 条 認定料

指導士認定の審査料は 10,000 円、認定料は 10,000 円、認定更新料は 20,000 円とする。

第 15 条 改廃

本細則の変更は、認定制度委員会および理事会の承認を受けなければならない。

第 16 条

本細則は、平成 23 年 9 月 23 日を以って発効する。

改定 平成 24 年 6 月 1 日